

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和8年2月18日

横浜市契約事務受任者
横浜市教育次長 石川 隆一

1 契約の概要

新橋小学校 受水槽給水管漏水修繕

2 履行(納品)場所

泉区新橋町909番地

新橋小学校

3 契約日

令和7年12月12日

4 履行日又は履行期間

令和7年12月12日から令和7年12月19日まで

5 契約金額

154,000円

6 契約の相手方(名称及び所在)

横浜市保土ヶ谷区仏向西25番3号

有限会社 イワック

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

受水槽給水管から漏水が生じており、早急に対応しないと校内水道の衛生及び学校運営への懸念が生じるため、緊急での修繕を実施しました。

8 契約の相手方の選定理由

令和7年度災害協力事業者名簿に登録のある事業者であり、迅速な対応が可能なことから選定しました。

9 所管課

新橋小学校